

2019年度「学校における医療的ケア実施体制構築事業」成果報告書

教育委員会名	刈谷市教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	○
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	○
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

2 研究の概要

- ① 刈谷特別支援学校は、在籍児童生徒の約2分の1が医療的ケアを必要としており、開校以来、市内にある刈谷豊田総合病院からの出向看護師による医療的ケアを実施してきた。ケア内容は、3行為（吸引、経管栄養、導尿）に加え、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアであり、一層の安全・安心な学校生活を送れるような組織、体制作りを進めてきた。
- ② 令和元年度は、医療的ケアの必要な児童が新たに入学し、前年度よりも人工呼吸器を使用する児童生徒が増加するとともに、年度途中に医療的ケアを必要とする児童生徒が増え、安全・安心な医療的ケアを実施するために、日課の工夫、看護師と教員の連携など、学校運営を工夫改善してきた。
- ③ 高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の受入れにあたり、医療的ケアを実施する看護師と教員の役割分担及び協力体制を確立してきた。更に、学校と教育委員会が連携して安全・安心に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等の修正、改善を進めてきた。
- ④ 2年をかけて、出向看護師システム（病院看護師の出向によるフルケアの実施、医療的ケア指導医を中心とした医療的ケア体制、実施までの手続の簡略化、出向看護師へのバックアップ体制の確立）を確立し、医療的ケアを実施してきた。

3 研究の内容等

（背景・課題意識・提案理由）

愛知県にある特別支援学校における医療的ケアは、設置者雇用の看護師を中心としながら行われてきた。保護者の心理的・身体的負担がある程度軽減されてきたものの、設置者雇用であるため、看護師が辞めてしまうと、医療的ケア体制を新たに構築しなければならず、保護者へ負担をかけてしまうという面があった。

特別支援学校に在籍する児童生徒は、障害が重度・重複化しており、医療的ケアの実施や健康状態の管理に特別な配慮を要する者も多い。

こうしたことから、刈谷特別支援学校において医療的ケアを安全・安心に実施するため、刈谷特別支援学校の近隣にある刈谷豊田総合病院と刈谷市教育委員会が連携を図り、刈谷豊田総合病院から看護師が出向し、医療的ケアを実施することとした。これにより、一定数の看護師の配置が適切に行われることになり、医療的ケアの安定実施及び充実が図れるものと考えた。

設置者と病院が提携し、病院からの出向看護師システムが実現することで、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の対応の充実を図るとともに、医療的ケアの実施手順の簡素化を図ることができ、保護者への負担軽減につながると考えた。

（モデル校の選定理由）

刈谷特別支援学校は、刈谷市が設置した市内唯一の特別支援学校である。刈谷特別支援学校には、医療的ケアを必要とする児童生徒をはじめ、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒が複数在籍しており、モデル校としてふさわしいと考える。

（事業の目標）

1. 医療的ケア指導医を刈谷豊田総合病院小児科部長に委嘱し、医療的ケア指導医による「学校巡回指導」、「医療的ケア運営協議会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談」などを通し、校内支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケ

アを必要とする児童生徒の受け入れについて、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた支援体制を検証する。

2. 刈谷豊田総合病院からの出向看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを安全・安心に実施できるように、医療的ケア指導医を中心とした医療的ケア体制の確立を図るとともに、出向看護師へのバックアップ体制の確立、手続の簡略化を図る。
3. 「医療的ケア運営協議会の設置」、「医療的ケア体制整備検討委員会」「医療的ケアサポート会議」、「医療的ケア安全委員会」を実施し、安全・安心かつ保護者の負担軽減を可能とする医療的ケア体制を確立する。

(研究仮説)

病院からの出向看護師による医療的ケア体制を構築するために、刈谷豊田総合病院と刈谷市が協定を結び、病院からの出向看護師及び医療的ケア指導医を中心とした管理体制を確立し、医療的ケア指導医、主治医、学校医を含む学校関係者、学識経験者等による「医療的ケア運営協議会」等を設置することで、病院からの出向看護師による医療的ケア実施体制の検証を行うことができる。

(取組内容)

1. 教育委員会としての取組

刈谷豊田総合病院の出向看護師システムに向けての申し合わせ事項について整備するとともに、特別支援学校における医療的ケア体制整備に対し指導・助言を行った。

2. モデル校における取組

(1) 「医療的ケア運営協議会」の実施

医療的ケア指導医、刈谷豊田総合病院看護部長、主治医代表、刈谷市教育委員会、学識経験者、刈谷市立刈谷特別支援学校長等を構成員として、①特別支援学校における医療的ケアの実施体制、②医療的ケアの実施にあたり必要な事項、③関係機関の連絡調整に関する事等について検討した。

(2) 「医療的ケア体制整備検討委員会」「医療的ケアサポート会議」「医療的ケア安全委員会」の実施

医療的ケア指導医、刈谷豊田総合病院看護部長、刈谷市立刈谷特別支援学校看護師、刈谷市教育委員会、学識経験者、刈谷市立刈谷特別支援学校長、養護教諭、保健主事等を構成員として、校内における医療的ケア実施方法及び刈谷豊田総合病院との連携方法、関係保護者の思い、願いを踏まえた体制作り、医療的ケア実施上の配慮等について検討した。

(3) 出向看護師システムの確立

出校看護師システム（①病院看護師の出校によるフルケアの実施、②医療的ケア指導医を中心とした医療的ケア体制、③実施までの手続の簡略化、④出向看護師へのバックアップ体制の確立）を確立し、医療的ケア指導医を中心とした出向看護師システムを確立した。

(4) 高度な医療的ケア実施に関する意識調査の実施

本年度、教職員、看護師、保護者の意識調査を実施し、高度な医療的ケアが必要な児童生徒が、安全・安心に生活できる学校運営、医療的ケア実施体制の検討をした。

(評価の観点及び評価の方法)

1. 評価の観点

- (1) 出向看護師システムによる医療的ケア実施体制とネットワークの構築状況
- (2) 特別支援学校における医療的ケア実施のための環境整備状況
- (3) 高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応と保護者との連携
- (4) 出向看護師と教職員の役割分担と連携方法
- (5) 医療的ケアが必要な児童生徒の授業の充実を踏まえた教室配置、日課の作成

2. 評価の方法

- (1) 刈谷特別支援学校で実施する医療的ケアにおいて、実施体制に関する具体的な計画の策定及びその研究結果の分析等を「医療的ケア運営協議会」で行い、必要に応じて改善を行う。
- (2) 確立したことを学校のホームページで公開するとともに、年度末に実践研究協議会を実施し、教育関係者等からの評価に基づき、実施体制の更なる改善を行う。

4 事業を通じて得られた主な成果

- ① 病院からの出向看護師により、専門性の高い看護師の安定的配置をすることができた。校外学習や修学旅行等の泊を伴う行事の際にも看護師の付添が可能となり、高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒が校外学習、泊を伴う行事に参加できた。
- ② 指導医と出向看護師が、同じ病院内での勤務経験があるため、出向看護師の相談事項に対して、医療的ケア指導医からの指導・助言をスムーズに行うことができた。医療的ケア指導医を中心とし、高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒の主治医との連携・協力体制が取れ、医療的ケア実施までの手続が簡略化できた。
- ③ 出向看護師システムについて、児童生徒の主治医への説明を直接教員が実施し、主治医から医療的ケア指導医への「主治医意見書」「診療情報提供書」の提出、主治医作成による「医療的ケア指示書」に基づく医療的ケア指導医の受診、出向看護師による個別マニュアル作成までを前年度中に終えることで、新年度4月の入学式・始業式からの出向看護師によるフルケアを可能にした。

これらの出向看護師システムを構築したことにより、①人工呼吸器を装着している等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応方法が確立できた、②医療的ケアを必要とする児童生徒の授業及び学校行事への参加が可能となった、③医療的ケアを実施するまでの手順の簡素化できた、④学校待機の必要性がなくなるなどの保護者の負担軽減を図ることができた。

5 課題と今後の方策

刈谷豊田総合病院からの出向看護師システムを構築できたことで、①看護師の勤務体制の整備、②医療的ケアの安全性の確保、③出向看護師の適切な人数確保が可能となった。

年度当初と児童生徒の実態が変わることに伴う、医療的ケア指示書への追記や医療的ケア内容の追加・変更があった場合や、出向看護師の長期欠席、泊を伴う行事への看護師付き添いに対する校内医療的ケア体制については、検討の余地がある。

また、医療的ケア指導医を中心としたシステムを構築したことで、申請手続の簡略化が図られ、手続完了までの期間の大幅な短縮につながり、保護者負担を減らすことができた。

今後、この出向看護師システムを実施しながら、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応、校外学習を含む泊を伴う行事への付き添い時の医療的ケア体制及び校内の医療的ケア体制の在り方等、更なる充実に努めていかなければならない。